

21消安第10524号
平成21年12月14日

動物検疫所長 殿

消費・安全局長

韓国から我が国向けに輸出される家きん及び家きん肉等の輸入停止措置について

今般、韓国家畜衛生当局より、同国において弱毒タイプの鳥インフルエンザ（H7N2亜型）の発生があった旨、報告があった。本疾病の我が国への侵入防止に万全を期すため、韓国から日本向けに輸出される家きん、家きん肉等の取扱いについては、下記のとおりとするので、動物検疫に当たっては的確に対応されたい。

記

1 輸入停止措置の対象品目

- (1) 家きん（鶏、うずら、七面鳥、だちょう、きじ、ほろほろ鳥及びかも目の鳥類並びにその初生ひなに限る。以下同じ。）
- (2) 家きんの肉及び臓器並びにこれらの加工品
- (3) 家きんの卵（試験研究用に供される種卵を除く。）及びその加工品

2 輸入検査時における消毒措置の対象品目

羽毛